

## 受難の女

——長田大郎女をめぐって——

並木宏衛

大化の改新を断行し、古代中央集権国家への道を切り拓いた英邁な天子中大兄皇子は、斉明天皇崩御後も皇太子のままでなかなか即位せず、七年目にしてやっと位に即く。そしてその年二月、倭姫王を立てて皇后とするが、考えてみると、この倭姫王は、大化元年九月謀反のかどで中大兄皇子（天智帝）に滅ぼされた古人大兄皇子の娘である。即ち、倭姫王にとって、自分の父を殺した天智天皇の皇后になったことは、果してそれが幸福な道であったかどうか。複雑な心境であったろうと想われる。もっとも子供は母親の手許で育てられる古代生活において、倭姫王の場合にしてもそうだが、父親に対してどれだけの愛着を抱いていたかは疑問であるが……。

この倭姫王立后に關し、神田秀夫氏は二人は古人大兄皇子生存中から相思相愛の仲であったとされて、王氏の血筋を尊んだ当時、倭姫王以外皇后に立てる適当な娘がいなかったのであろうと述べ、註(1)桜井満氏は皇后は最高の巫女として天皇を助けるのであるから、その巫女の資格に最も適任な//姪//（天智帝にとって倭姫王は姪にあたる）の力に期待したのではなからうかとされた。註(2)

一方、古事記安康天皇の条に、

天皇、伊呂弟大長谷王子の為に、坂本臣等の祖、根臣を、大日下王の許に遣はして、詔らしめたまひしく、「汝命の妹、若日下王を、大長谷王子に婚はせむと欲ふ。故、貢るべし。」とのらしめたまひき。爾に大日下王、四た

び拝みて白しけらく、「若し如此の大命も有らむと疑ひつ。故、外に出さずて置きつ。是れ恐し、大命の隨に奉進らむ。」とまをしき。然れども言以ちて白す事、其れ礼無しと思ひて、其の妹の礼物と為て、押木の玉纒を持たしめて貢獻りき。根臣、即ち其の礼物の玉纒を盗み取りて、大日下王を讒して曰ひしく、「大日下王は、勅命を受けずて曰りたまひつらく、『己が妹や、等し族の下席に為らむ。』とのりたまひて、横刀の手上を取りて、怒りましつ。」といひき。故、天皇大く怒りまして、大日下王を殺して、其の王の嫡妻、長田大郎女を取り持ち來て、皇后と為たまひき。

とあつて、安康天皇が大日下王を滅ぼし、その妻である長田大郎女を皇后にした経緯を語つた部分がある。ところがこの話、何となく釈然としない。それは最初、安康天皇は弟の大長谷王子に若日下王を妻せたく大日下王に掛け合が、根臣の讒言により誤解して大日下王を殺す。ここまでは話として、筋道も立ちよくわかるが、その後で、突然長田大郎女を皇后としたと語り、当初の目的である大長谷王子に若日下王を娶らす結末の部分が消えている。これでは大長谷王子の話を口実にして、寧ろ自分が長田大郎女を妃とたく大日下王を殺してしまつたような印象を受ける。

多分古事記の語り手は、その後が続く「目弱王の乱」に話の重点を移したく、大長谷王子に若日下王をめあわしたという部分を脱落させてしまつたのであろう。その点日本紀は、「爰に大草香皇子の妻中蒂姫を取りて、宮中に納れたまふ。因りて妃としたまふ。復遂に幡梭皇女（若日下王のこと）を喚して、大泊瀬皇子に配せたまふ。」とあり、話のつじつまを合せている（雄略紀十四年四月の条に、根臣の讒言が明らかになつて、死罪に処せられる後日譚まで記載されている）。もつとも記・紀共に若日下王が雄略帝の皇后に立つたことを記していて、古事記が前記の部分で語らなくても、日本紀の伝えのように、大長谷王子に若日下王を妻したことはわかるようにはなつてゐる。

ともあれ、安康天皇は自ら殺した皇子の妻を皇后としたために、その連れ子たる目弱王に弑逆されるが、その目弱王も又、大長谷王子のために滅ぼされてしまう。しかしそうした殺伐とした事件が続く中で、当のヒロインたる長田大郎女については、記・紀共に何も語らず、その後どうなつたのか、杳として不明である。

更に又、その「目弱王の乱」の陰にも、もう一人の悲運な女性、訶良比売がいた。訶良比売はその事件以前から既に大長谷王子と言ひ交した仲であつたと語られているが、その大長谷王子のために自分の父（葛城都夫良意美）は死に

追ひ遣られたのである。しかし、訶良比売はその後も雄略帝に仕え、白髮命（清寧天皇）・若帯比売命を生んだと伝えられている。

このように、自ら滅ぼしたいわば敵方の妻なり娘を自分の妃や側妾にしたと伝えられる話は存外多く、時代は降るが、有名な平清盛と常磐御前、武田信玄と諏訪御前の話、又、太閤秀吉における淀君などもある意味でそうした運命を歩んだ女性といえる。

こうした征服者が相手方の女性を娶る話には、その女性が大層美人であったからとか、あるいは政略的な意義のもとにとかで説明されているのが普通である。しかし、中にはそうした理由もあつたであろうが、寧ろそれは二義的なもので、自ら滅ぼした相手の妻なり娘を自分の手許に止め置く話が伝えられているのは、そうしておかなければならない何らかの事由が存したからではなかつたか。

## 二

帝王編年記者明天皇の条をみると、

皇太子

天皇。

妊寵妃御息所車持公女婦人賜<sub>ニ</sub>於内臣鎌子<sub>ニ</sub>。已六箇月也。給<sub>ニ</sub>件御息所<sub>ニ</sub>之日。令旨曰。生子有<sub>レ</sub>男者

為<sub>ニ</sub>臣子<sub>ニ</sub>。有<sub>レ</sub>女者為<sub>ニ</sub>我子<sub>ニ</sub>。爰内臣鎌子守<sub>ニ</sub>四箇月<sub>一</sub>。嚴重令<sub>レ</sub>遂<sub>ニ</sub>生産<sub>一</sub>。其子已男也。仍如<sub>ニ</sub>令旨<sub>一</sub>為<sub>ニ</sub>内臣子<sub>一</sub>。其子

贈太政大臣正一位勳一等藤原朝臣不比等。謚号淡海公也。

とあつて、藤原不比等が実は天智天皇の皇子であつたことを伝えている。同話は大鏡（巻五）にも記載されているが、一方、平清盛についても平家物語（巻六）は同じく、

又ある人の申けるは、清盛者忠盛が子にあらず、まことには白河院の皇子なり。其故は、去る永久の比ほひ、祇園女御と聞えしさいはひ人をはしける。……中略……その勳賞にさしも御最愛と聞えし祇園女御を、忠盛にこそたうだりけれ。

さてかの女房、院の御子をはらみたてまつりしかば、「うめらん子、女子ならば朕が子にせん、男子ならば忠盛が子にして弓矢とる身にしたてよ」と仰けるに、すなわち男をうめり。

と語っている。不比等・清盛のいわゆる御落胤説である。その真偽はともかく、こうした伝承が生まれてくる背景には、確かに不比等・清盛が特別な人物であったという認識が働いていたであろうことは否めない。一代の英傑中臣鎌足の二男として生まれ、藤原氏発展の基礎を築いた不比等は、薨後も朝廷より特別な扱いを受けていたことは続日本紀をみれば明らかであり、又、清盛にしても、周知のごとく、「平家にあらずんば人にあらず」という一時期をうち立て、栄耀業華を誇った英雄であった。つまりこの二人は、物語の世界では普遍的な、英雄に付き物の異常出生譚を伴っていても何ら不思議のない人物であったといえる。それがこの場合には、実は帝の皇子であったという伝承になつていたらと考えられる。

しかし、今ここで興味を惹くのは、そうした御落胤説の真偽ではなく、この両伝承の中で、天智帝、白河院ともに誕生した子供が女子であったならば我が子にしようが、男子であったらそのままお前の子として育てよと述べている点である。妊娠した妃を臣下に与えながら、どうして生まれた子が女子ならば手許に引き取ろうとしたのか、不可解である。元亨釈書(定慧伝)によれば、鎌足が賜ったのは孝徳天皇の妃であったといい、そこでもやはり女子だったら天皇自身の子に、男子だったら鎌足の子にと約束し、生まれたのが男子、即ち後の積定慧だと伝えていく。

不比等(定慧)・清盛の誕生譚にかくも一致した伝承が付会していることは、それが単なる偶然ではなく、又、古を知らぬ後人が造作した話<sup>註(3)</sup>とも考えられない。但し、こうした伝えから判断すると、自分の子のうちでも、女子の場合は他家に与えることを忌避すべき理由があったことは察せられる。

つまり、先に掲げた滅亡させた相手方の婦女子を自分の手許に止め置く話と、この伝えは、共通の基盤をもった一つ根生いの民俗に由来する信仰であったのではなからうか。一方は敵対者を滅ぼしてもなおその女子を求め、他方は生まれた子が女子だったら自分の許に返せという。どちらも女性の、その神秘的な力に関心を持った伝承だったと思われる。

### 三

祭政一致の古代において、政治は祭り<sup>マツリ</sup>を行うことから発し、神を祀り、神の言葉を聞き得る者のみがよく政治を取

り行い得た。即ち魏志倭人伝述べるごとく、祭祀権を持つ女性を中心に古代母系制社会は成立する。従って古代の女性の力がいかに大きく重要であったかは、柳田国男翁をはじめ他の先達が既に論証指摘してきたところである。<sup>註(4)</sup>そのことは、一見女性とは関係なきような軍<sup>イクサ</sup>においても例外ではなかった。

神武天皇は兄磯城討伐のさい、女軍を忍坂の道より遣わし、男軍は墨坂越えに進めて挾撃し、撃破したと伝え、又蝦夷征討將軍上毛野君形名の妻は、蝦夷に敗れて逃げ返った夫を叱咤激励し、しかも「親ら夫の剣を佩き、十の弓を張りて、女人数十に令して弦を鳴らしむ」(舒明紀九年)とその勇猛ぶりを伝えている。更に、武壇安彦謀反の時も、その妻吾田媛は一方の將として一軍を率いて戦っている。

このような女性の戦場に出陣する話が伝えられてきたのは、それは巫女として従軍したのであって、軍旅の慰めに(後にはそのような意味も派生したであろうが)伴ったというようなものではなかったろう。<sup>註(5)</sup>軍には何よりも神の加護が必要であつて、神を祀らずして勝利はあり得ない。王申紀には、事代主神・生靈神・村屋神の三神が天武帝方に味方したことを伝え、万葉集屈指の長歌「高市皇子尊の城上の殯宮」の挽歌では、伊勢大神による「神風」のことが既に入麻呂によつて歌われている。

軍は、宗教的にいえば、もの(靈)とものとの争いであつて、異つた呪力の激突である。<sup>註(6)</sup>形名の妻が弓を張り、弦を鳴らす所作をするのも、義家が堀河天皇の病を鳴弦三度によつて癒したのと同じく、<sup>註(7)</sup>蝦夷の靈力を追い払う呪法を行つたのであつて(宮中では今でも御子誕生後、鳴弦の儀が行われる)、軍には巫女の呪力に頼るところ頗る大きかつた。<sup>モノノベモノノフ</sup>物部・武士という語のものも「靈」ということであり、邪靈を呪力によつて防ぐところにその語源をもつ。しかも後世の武士が身につける旗差物・弓矢・矛・刀その他すべてのものが、みな神祭りの呪具から發達してきたという<sup>註(8)</sup>とも、軍が一の神事であつた証拠である。

従つて、古代の軍は力に訴えること以外に祭祀権の争奪でもあり、祭祀権を奪うことが相手を屈服させる最も有効な手段であつた。神武天皇が東征のおり、土地の豪族兄猾・弟猾に遭遇する。しかし弟猾は勧告によつてすぐ帰順するが、兄猾は戦つて滅んでいく。一般にこの二人を男兄弟とみるが、折口信夫博士によれば、弟猾は神祀りに従事して兄猾を助けていた巫女であり、二人は兄妹か又は夫婦であつたらうという。<sup>註(9)</sup>つまり、弟猾が帰服すれば、祭祀権を

失った兄猾は必然的に滅亡していくわけである。そのことは兄磯城・弟磯城の場合も同様であり、景行帝の九州征伐における熊襲梟帥も又同断であった（ここでは梟帥の二人の女が掃順したことになっている）。

即ち、相手の祭祀権を掌握することは、相手を征服する上で最も有効であり、最上の手段であったのだ。その意味において、采女が宮廷に集められていたことは重要である。

采女は「郡の少領より以上の姉妹、及び子女の形容端正なる者を貢れ。」（大化紀二年）とあって、地方の豪族のうちから貢進されているが、古くは内廷直轄領たる六御県から宮廷に奉られていたらしい。それが大和朝廷拡大とともに地方の豪族の婦女子へと拡がり、中央豪族からは采女にかわって氏女が貢進されてきた。采女は律令体制下に入れば後宮の最下級の女官に位置づけられてくるが、本来の采女は天皇の側近にあって、祭祀をもつて仕えていたものである。采女の巫女的性格を伝える話は多くあり、しかも、采女を奸したために死罪に処せられた話（雄略紀九年）や、新羅人が畝傍山をほめて、「うねめはや」と訛っていっただけで、采女と通じたと誤解され、罰せられそうになった話（允恭紀四十二年）などは、采女が神に仕える巫女でなかったとしたら、理解できない伝えである。鎌足の有名な、

内大臣藤原卿、采女安見兒を娶きし時作る歌一首

われはもや 安見兒得たり。皆人の得がてにすとふ、安見兒得たり（九五）

の歌も、采女が常人とは無縁な神に仕える巫女であったからこそ、鎌足の喜びは一層大きかったのである。

ところで、采女は地方豪族の人質・人身御供的な意義のもとに朝廷に貢進せられたという説があるが、しかし、采女貢進本来の意図は、地方豪族の祭祀権を掌中に収めることであつたらう。祭祀権を掌握された豪族は朝廷に対し従属せざるを得ない。政治的意義のみを強調すれば人質をとられた形になるであらうが、しかしそれは、信仰的要素が薄れた後のことであり、宗教的意義が先行してはいたはずである。

神護景雲二年・宝亀二年等に采女が国造に任命されている事実や、又陸奥国叛乱（養老六年）に、その国出身の采女が授刀兵衛・衛士などと一緒に本国に帰されていることは、八世紀に入っても統治にさいし祭祀権の問題が、未だ重要な要素であったことを示している。

要するに、この祭祀権の問題が前記一・二章の疑問に一の解答を与えるものと思われる。

その意味で、各地（長崎を中心とした九州地方、及び四国南部・中国北部・伊豆地方など）に伝えられた婚姻儀礼の中の「嫁盗み」と称される民俗は興味深い伝承である。「嫁盗み」は現在ほとんど行われていないが、村の若者連の援助によって、好きな女性を盗みだし、結婚を承諾させる習俗である。古く、文学の上にも伊勢物語（芥川の段）・更級日記（竹芝寺縁起）などに女性を連れて逃げる話が伝えられ、又、源氏物語で光源氏が二条院に若紫を連れ去ってくるのも、この種の類話といえる。

大間知篤三氏によると、この「嫁盗み」の型は次の三つに大別できるとい<sup>註四</sup>う。

(1) 親は反対し、娘も知らずにいるのに強行されるもの。

(2) 親は反対し、娘とは合意でなされるもの。

(3) 親はその婚姻を内心は望みながら、他への義理あいとか、嫁入支度ができかねるとい<sup>註四</sup>う経済的事情などから、表面だけ反対しているもの。

このうち「嫁盗み」は、娘の親が二人の結婚を許さぬということで行されるものが多く、従って(2)の場合が最も普遍的であった。(3)は単に世間体を考慮したものに過ぎず、「嫁盗み」の形式を借りただけのもので、もはや実質的な「嫁盗み」ではない。それに対し、ごく稀ではあったが、最も劇的なのは(1)の場合である。まず娘を盗むと用意の場に運び、そこで当の男や協力した若者が、手をかえ品をかえ娘を説得する。その間に、テンナイ人（各地によって名称は異なる）と称する者が、娘の親元に盗んだ由を告げに行く。この役は重要であつて、親も娘が盗まれたことを知ると待ち構えており、この使者を捕えようとする。捉まれば人質とされ、娘と交換でないと返されないので、この役をつとめる者は必死であつたとい<sup>註四</sup>う。その後、間に有力者などを立てて嫁貰いの交渉にかかるのであるが、纏る率が高かつたとい<sup>註四</sup>う（親が娘に「嫁盗み」に出合つた時の心得などを話しておくとい<sup>註四</sup>うようなこともあつたらしい）。

ところで、「嫁盗み」が古来の掠奪婚の遺風と単純にみなしてよいかどうかは、未だはっきりとしない。それは、万葉集にも女性の許に通う歌が多く詠まれているように（平安朝になると、「後朝の別」として文学の上に投影している）

古くは男性が女性の許に通う「通い婚」(婿入婚のかたち)が普通であり、現在一般的な嫁入婚(嫁盗み)も当然この形式に入る)はもつと後の発生である。しかもこの「嫁盗み」は、掠奪婚が一般に他氏族の女性を奪ってくるというのに対し、他村の女性を対象とする場合は少なく、多くは相手をよく見知っている村内の娘である。それ故、娘も合意の上で盗まれることが多かったわけであり、その意味では単純に掠奪婚の遺風とばかりはいきれないようだ。

ともかく、この「嫁盗み」の習俗が盛んに行われていた事実や、又前記(3)の場合のように、本人同士は勿論、親も賛成しているのに、種々の理由で結婚できない時、この「嫁盗み」の形式をとるということは、娘が盗まれると、親はその結婚を承知せざるを得ない何らかの理由があったからに相違ない。それだからこそ若者達は、「嫁盗み」を綿密に計画し、異常な熱意をもって遂行したのである。

結婚に、盗むとか奪うとかの強力的手段を用いる必要があったのは、即ち、不比等・清盛誕生譚にあるように、古く女子は他家にやってはならないものという習俗があったからと考えられる。そのことは、例えば源氏物語をみると、皇女が臣下の家に降嫁する時、嫁に行くという表現はとらず、葵上の母大宮の場合は左大臣家に終身遊註びに来ている形であり、光源氏と女三宮の結婚にしても、光源氏が女三宮を預ったという形式である。又、現存している八世紀の戸籍などをみると、

筑前国嶋郡川辺里 大宝二年

戸主卜部乃母曾、年肆拾玖歳 正丁、課戸

母葛野部伊志売、年漆拾肆歳 耆女

妻卜部甫西立売 年肆拾漆歳 丁妻

男卜部久漏麻呂 年拾玖歳 少丁 嫡子

……中略……

従父弟卜部方名 年肆拾陸歳 正丁

妻中臣部比多米売 年参拾漆歳 丁妻

男卜部黒 年拾漆歳 少丁 嫡子



……後略……

のようであつて、夫婦同居の場合、妻は夫の戸籍に記載はされるが、しかし今日のように改名はせず、妻はもとのウジ名を変更せず、そのまま死ぬまで持ち続けている。これは、妻は結婚して夫と同居していても、すべてに渡つてその家の者になつたのではなく、ウジ名によつて結びついている同族団の一員から離れていないことを意味している。名前がその人の靈魂の象徴であるように、氏族もそのウジ名のもとに一族という意識を持っている。つまり、この戸籍からすると、八世紀頃の女性は、結婚し夫と同居していた場合も、内親王降嫁と同じような形式で嫁に来ていたといえる。

こうしたことは、古く女子は他家にやつてはならない習俗があつたことを充分推測せしめる。従つて、嫁入婚の時代には何でもなかつたこの習俗が、嫁入婚の時代になれば、若者にとつて厄介な障害になつたであろう。それ故、目的を達せようとすれば、それは力づくで奪うより方法がない。若者組が結婚（嫁盗み）に関し、大きな影響力をもつた由縁である。

## 五

さて、女子は他家にやつてはならないものという民俗を踏まえて、前の滅亡させた相手の婦女子を手許に止め置く話を振り返つてみると、それが単に美人だったからとか、政治的意味の故だとかでは説明のつかないものであることがわかるであろう。寧ろ宗教的色彩の方が濃かつたことが当然考えられると思う。

つまり、古代において、祭祀に関与したのはその家の女性であり、女性を奪うことは即ち祭祀権の掌握である。従つて女性を他家に与えることは、その家の祭祀権を押さえられる可能性を有する。それが女子を他家にはやつてはならないという、古代的論理を生み出した大きな原因だつたと思われる。そのことは逆にいえば、敵対者を滅ぼしても、なおその相手の婦女子を求めなければならぬことであり、祭祀権を掌握しなければ宗全なる征服に至らなかつた信仰的意義が存するのである。

新しく帰服した国に対しては絶えず鎮魂慰撫する必要があり、それには祭祀権を持つ女性を手許に置いておくのが

最も良い方法だった。地方の采女も原初的にはそうした意義のもとに宮廷に集められたのであろう。養老六年の陸奥国反乱の時、その国の采女が本国に帰されているのは、その意味では矛盾しているようだが、そうではなく、これは、朝廷で祭祀をもって仕えていた采女が、宮廷の祭祀法をもって人心安定を図るため本国に向ったとみるべきであらう。ともかく、滅ぼした後にも相手の女性を自分の側近に待らしておくのは、そうしておくことによってはじめて宗教的にも完全に征服したことになるのである。しかし、その女性にとっては、それはまさに悲劇であり、受難というべきであつたらう。

- 註(1) 『初期万葉の女王たち』  
 (2) 『万葉びとの憧憬』  
 (3) 本居宣長『玉勝間』  
 (4) 『柳田国男集』第九卷・十五卷、『折口信夫全集』第十六卷その他  
 (5) 『折口信夫全集』第十六卷  
 (6) 註(5)に同じ  
 (7) 鶴退治説話(平家物語巻四、十訓抄などにみえる)  
 (8) 高崎正秀先生『神剣考』(高崎正秀著作集第一巻)  
 (9) 註(5)に同じ  
 (10) 桜井満氏「采女と万葉集」(国学院雑誌七十卷十一号)  
 (11) 門脇禎二氏「采女」その他  
 (12) 『日本民俗学大系』3  
 (13) 註(2)及び『柳田国男集』第十五卷  
 (14) 泉本季外氏「嫁ぬすみの話」(土の鈴第十四輯)  
 (15) 高崎先生『折口学への招待』  
 (16) 竹内理三氏「万葉時代の庶民生活」(『万葉集大成』5)